

第 27 回 議員提出条例に係る検証検討会 事項書

平成 21 年 10 月 15 日(木)10:00 ~
議事堂 601 特別委員会室

1 三重県行政に係る基本的な計画について議会在議決すべきことを定める条例（平成十三年三重県条例第四十七号）の見直しについて

（ 1 ） 条例第 2 条第 2 号の見直しについて

（ 2 ） 執行部意見聴取

2 その他

添付資料

資料 1 三重県行政に係る基本的な計画について議会在議決すべきことを定める条例（平成 13 年三重県条例第 47 号）の見直しについて<第 2 条第 2 号関係 座長まとめ>

三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例
(平成13年三重県条例第47号)の見直しについて
<第2条第2号関係 座長まとめ>

総合的な計画について審議することにより、県行政における基本的な施策の大部分が網羅されているといえる。

1. その上で、さらに、「県行政において特に重要な計画」と認められるものを、この第2号に基づいて議決することとするのが適切と考える。
ここで「県行政において特に重要な計画」とは、例えば県民に大きな影響を与えるものなど、計画の内容にかんがみて決定される。
2. 第1号の規定と同様に、単年度の計画などを除いて、3～5年先あるいはそれ以上の将来を見据えた「中長期的な」目標を掲げる計画を、議決対象とすることとする。
3. 現行どおり、法令等に定められているものは除くこととする。
4. 計画が議決されるべきものであるかは、第一義的に計画案を提出する知事によって決定される。

第2条第2号関係

総合的な計画以外の計画として議会が議決する計画は、次に掲げるものとする。
ただし、法令又は他の条例に定めのあるものを除く。

1. 県行政における基本的な政策に係る中長期的な目標を設定し、当該目標を達成するための施策、事業その他の手法を総合的に示した計画であって、県行政において特に重要な計画であると認められるもの